

資料 1 用語解説

【ア行】

アクセス

近づく方法、接近などの意味で主要施設への連絡、又はその手段。

ウェルネス

生活科学として、運動を適宜日常生活に取り入れながら、健康的に日々の暮らしを送ろうと言う主旨で提唱された概念。

世界保健機関(WHO)が提示した、「健康」の定義をより踏み込んで、広範囲な視点から見た健康観を意味し、1961年に、アメリカの医学者、ハルバート・ダンによって提唱され、ウェルネスの用語が作られた。

NPO

行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。1998年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法(NPO法)が成立した。

【カ行】

街区

道路に囲まれた一区画のこと。

学校林・学校教育林

小学校、中学校、高等学校等において、児童・生徒への環境に関する教育、体験活動を目的とする森林。学校林は戦後の国土復興運動の一環として、森林資源の確保、愛護思想の普及、公共福祉への寄与などの林政、教育上において重要なものとして推進されてきた制度で、その所有形態は、学校所有のほか、国有林や公有林など分収林によるものもある。また、学校林としての利用は、既存の学校林の利用と国・県・市町村有林、財産区有林、私有林、会社有林、社寺林等の利用をする場合があり、山梨県においては、「森林環境教育の森」整備事業として学校林の設定や再整備の支援を行っている。

環境基本計画

環境基本法に基づき、地方自治体が環境に関する方向を明らかにしたもの。

環境共生

自然環境と人間社会が相互に作用し合い、補い合って生活する状態。

幹線道路

道路網のうちでも主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地、業務地の相互間の交通を主として受け持つ道路。主要幹線道路、(都市)幹線道路、補助幹線道路に大別される。

狭隘道路、狭隘なみち

狭い幅員の道路。

建築敷地は、その敷地について幅員4メートル以上の道路に接していなければならない(建築基準法第43条第1項)とされているが、従来より建物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道路でも特定行政庁(本市においては山梨県)が指定したものは建築することができる。(建築基準法第42条2項)この道路のことを「狭あい道路」ともいう。この道路については、その道路の中心線から両側へ2メートル(川、ガケ等の場合は、道路の反対側から4メートル)後退して、建築することができる。

近代化遺産

国家や社会の近代化に関連する文化遺産のこと。文化庁が定義している文化遺産保護制度上の概念の一つで、幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木に係る建造物。

製鉄所、造船所、製糸場などの工場設備や機械、鉱山、橋、ダム、トンネル、発電所、鉄道などの建造物、さらには河川施設や港湾施設など、幕末以降の日本の近代化を支えた文化遺産として捉える概念である。従来の文化遺産保護制度の対象とはなりにくかったが、これらを文化遺産として評価する視点が強まるにつれて、「近代化遺産」というカテゴリーが用いられるようになった。

景観協定

建築物、工作物等の規模、位置、色彩及び緑化などについて、市民等が自ら締結する協定で、良好な景観の形成に寄与するものと市長が認定した協定。

景観計画

景観行政団体が景観まちづくりを進める基本的な計画として、景観形成の方向に基づき、届出、勧告の基準や、景観形成上重要な公共施設の位置づけ、整備の方針等をまとめる計画。（本市は景観行政団体に位置づけられている。）

景観重要建造物

景観法に規定されたもので、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要となる建造物（建築物及び工作物）について、景観行政団体の長が所有者の意見を聞いて指定するもの。

景観地区

都市計画区域及び準都市計画区域内において建築物の形態意匠の制限等を定める都市計画制度。なお、その他の地域では条例を制定することにより、準景観地区を設定して建築物の形態意匠の制限等を定めることができる。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律。

建築協定

建築基準法に基づく制度。住民全員の同意によって、建築基準法等の最低限の基準に上乗せして一定の制限を定め、お互いに守りあっていくこと約束する制度。

公園

市民の休息、遊戯、レクリエーションなどに供し、併せて避難場所などとして利用するために設けられた公共施設としての庭園・広場または自然保護等を目的に定めた地域。

公民協働

公共と民間が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。

協働という概念は、アメリカのインディアナ大学の政治学教授ヴィンセント・オストロムが、1977年著作の中でCoproductionとして生まれた、これが協働と訳されたことで、日本語として定着した。

近年、この協働の概念は日本の地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられている概念のひとつである。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会、地域社会。まちづくりでは、住民相互のコミュニケーションが図られ、住民や家族の生活がより豊かなものへと広がった地域社会という意味合いを持っている。

コンパクト

小型で中身が充実していること。まちづくりでは、都市基盤が未整備のまま市街化が拡散する、いわゆるスプロールと反対の意味合いを持っている。

【サ行】

里山

人々の暮らしと結びついてきた近傍の林、森、山。

親水

河川、池、湖沼など水辺の状況や規模のいかんによらず、水を主題とし、意図的に水と親しむこと。

シンポジウム

テーマを決めて広く聴衆を集め、公開討論などを行う会。一般に、基調講演の後、数人の論者（パネリスト、パネラー）が意見を述べ、互いに討論を行ったり、会場から質問を受けたりしながら進行するパネルディスカッションが行われることが多い。

水源涵養（すいげんかんよう）

雨水を吸収して水源を保ち、併せて河川の流量を調節すること。

線引き都市計画区域

都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」の2つに区域区分した都市計画区域。市街化区域は、優先的、計画的に市街化を進める区域であり、市街化調整区域は、市街化を抑制して農地や緑地などの自然環境を保全する区域。本県では現在、甲府都市計画区域のみが線引き都市計画区域である。

ゾーン

計画などに用いる区域や範囲。

【タ行】

大小切税法

米納を基本とする江戸時代において、甲府盆地の山梨郡、八代郡、巨摩郡の国中三郡では原則米納は9分の4で、納税米額の9分の3は小切と呼ばれる米4石1斗4升を金1両で換算した代金納で9月に納められ、9分の2は大切と呼ばれ、1724年（享保9年）以降は浅草蔵前冬張紙値段（100石=35両前後）で換算した代金納で納められた。このため、国中三郡では現金収入を得るため養蚕や織物、煙草栽培など商品作物栽培や山間地での林業などを組み合わせる形態の生業が確立し、貨幣経済が浸透していた。大小切税法は実質年貢負担の軽減でもあったため武田氏統治時代の遺産（実際には起源は不詳）と位置づけられ、領主側では年貢増収のため廃止を試みるも頑強に抵抗し、明治まで存続した。

地域地区

都市における土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るため定められる都市計画制度。都市計画区域内の土地を、その利用目的によって区分し、建築物などについて必要な制限を課すことにより、一体的かつ合理的な土地利用を図ろうとする地域、又は地区。

地区計画

都市計画の一つで、良好な市街地を形成していくために、地区の道路、小公園等の宅地廻りの施設と建築物の用途、形態などを一体的に定めることのできる計画。

デマンド方式

デマンドバスともいい、乗客の需要に応じて運行する基本路線の外に迂回路線を設定し、運行する路線バスの運行形態。「オンデマンドバス」と称する事業者もある。迂回路線上にある停留所において乗客がバスを呼ばない場合には、迂回路線を経由せずに運行する。

1972年に日本で初めて阪急バスが大阪府能勢町とその周辺の路線を対象に導入（後、1997年10月に廃止）した後に全国に広がった。

特定用途制限地域

「用途地域が定められていない土地の区域」（市街化調整区域を除く。）において、良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物その他の工作物の用途の概要を市の条例で定めることができる都市計画制度。

都市機能

文化、教育、保健・医療、商業、業務、工業や公共サービス機能や居住機能のこと。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

都市計画区域

都市計画の基本理念を達成するために、市町村の中心市街地を含み、かつ一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として都市計画法の適用を受ける土地の範囲をいい、県が指定する。

都市公園

都市計画区域において、市町村が設置する公園又は緑地。機能的に、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園などに分類される。

都市施設

都市を構成する上での基本的な施設。「都市計画法」では、①道路・鉄道・駐車場等の交通施設、②公園等の公共空地、③水道・電気・ガス等の供給処理施設、④河川等の水路、⑤学校・図書館等の教育文化施設、⑥病院・保育所等の医療・社会福祉施設、⑦官公庁施設、⑧通信・防災施設等が定められている。

土地区画整理事業

「土地区画整理法」に基づいて、公共施設の整備や改善、宅地などへの利用を進めるために、土地の区画や形質の変更などを行う事業。

【ナ行】

ネットワーク

網状組織、つながりの意味。ここでは、複数の公園や道路など、施設間の連携を図ることにより、全体としては、個々で持つ能力の総和以上の効果や効率を生む体系。(network)

農業振興地域

農業経営に関する基本的条件の現状及び将来の見通しに照らし、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、経営の近代化が図られる見込みが確実であることなどの要件を備えるものについて、県知事が指定する地域。

農用地区域

農業振興地域内に指定される区域で、農業に利用すべき土地として市町村が策定する農業振興地域整備計画で定める区域。

登せ糸

商人が養蚕農家より買い、京都の和糸（国産生糸）問屋に運び込んだ生糸のこと。登せ糸は商人によって品質を厳しく吟味されたため、高品質のものであった。

【ハ行】**バリアフリー**

障害のある人、高齢者などが社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

パークアンドライド(パークアンドバスライド)

路線バスを使ったパークアンドライドのこと。最寄りバス停の近隣駐車場までマイカーで行き、そこから路線バスに乗って通勤通学をする方法。

マイカーからバスに乗り換えることにより、都市中心部に向かうバス路線上のマイカーが減少すれば、バスの走行環境が良くなり、定時運行（定時性）や旅行時間の短縮（速達性）などのメリットがある。また、マイカーによる二酸化炭素等の排出量を抑制することができる。

微気候

住まいとその周辺に限った局地的な気候のこと。建物の設計や植物に影響を受けるため、温度も湿度も風も、広範囲の気象や気候とは微妙に異なる。

風致、風致地区

都市計画において、都市の風致（おもむき、あじわい）を維持するために定める地区。樹林地、水辺などの良好な自然的要素に富んだ地域等を都市計画に基づき指定し、その風致を維持し都市環境の保全を図るため定める制度。建築物の建築、宅地の造成、立木の伐採等の行為について県又は市町村の条例により規制を行う。

保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

【マ行】**まちづくり交付金**

国が市町村の策定する都市再生整備計画に対して総合的に支援することを目的として支出する交付金。

まちづくり条例・まちづくりのための条例

土地、建物、公共施設の配置、規模、デザインなどに関するまちづくりについて、自治体としての基本理念を明らかにし、住民、事業者、行政の果たすべき役割を規定したり、まちづくり計画の策定や開発及び建築に関する規制等を定めた条例。定まった形式はなく、「土地利用条例」「〇〇のまちづくり条例」など、様々な名称がある。自治体運営の理念や原則、住民、議会、行政の三者の取り組みなどを定める、いわゆる自治基本条例(自治推進条例やまちづくり理念条例など名称は様々)とは異なる。なお、地方分権一括法により都市計画・まちづくりが自治事務とされたことから、改正後の都市計画法や建築基準法等に規定された事項について定める委任条例と地方自治法に基づく自主条例があり、これらの連携や一体的な運用なども含めて、近年、様々な自治体の取り組みが進められている。

マスタープラン

基本計画。

【ヤ行】

用途地域

行政が都市の環境を保つとともに機能的なまちづくりのために、建築できる建物の種類、用途の制限を定めた12種類のエリアのこと。本市においては、現在、塩山地区に指定されている。

【ラ行】

緑地

公園施設はほとんど設けず自然のまま、又は園路、植栽を施す程度の公共的な樹林地、草地など機能的には公園と異なるものではない。

特別緑地保全地区・緑地保全地域

「都市緑地法」によるもので、都市の樹林地、草地、水辺地など、良好な自然環境を形成している場所を定め、一定の行為を制限(許可または届け出)することで保全を図るべき地区。

歴史まちづくり法

城、神社などの歴史的な建物や町家、武家屋敷などの街並みと、祭礼行事などの歴史や伝統を反映した活動といった地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを推進するために制定された法。(正式名：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律)

歴史まちづくり法は、歴史的な街並みを保存する担い手を市町村とし、国が定める基本方針に基づいて、市町村が具体化計画を作成して監督省庁に申請を行い、計画が認められると、法律上の特例措置や各種事業による支援が行われる。支援の具体的な内容としては、歴史的な街並みの復元や伝統行事などへの補助金の支給、歴史的建造物の買収や復元事業、用水路や農業排水施設(水車など)の修復を目的とする整備事業の実施、パーク&ライド推進のための駐車場整備などがある。

【ワ行】

ワークショップ

まちづくりを進めるために、委員会、懇談会などの方式ばかりでなく、住民の声を直に行政に反映させ、住民が計画作業の一端を担うための方法。テーマについて参加者がアイデアを出し合い合意を形成する集まりで、誰もが自由に意見を言いやすいように工夫される。

資料2 策定審議会・まちづくり研究会委員名簿等

甲州市都市計画マスタープラン策定審議会委員名簿

番号	区分	氏名	役職
1	学識経験者	北村 眞一	山梨大学大学院教授
2	学識経験者	西山 志保	山梨大学大学院准教授
3	市議会議員	桐原 正仁	甲州市議会議長
4	市議会議員	佐藤 栄也	甲州市議会議長 (20年8月迄)
5	市議会議員	曾根 益彦	甲州市議会副議長
6	市議会議員	田邊 民男	甲州市議会副議長 (20年8月迄)
7	市議会議員	廣瀬 重治	建設経済常任委員長
8	市議会議員	曾根 益彦	建設経済常任委員長 (20年8月迄)
9	地域代表	廣瀬 久信	元甲州市地域自治区塩山地域協議会長
10	地域代表	内田 定男	元甲州市地域自治区勝沼地域協議会長
11	地域代表	寺澤 喜美雄	元甲州市地域自治区大和地域協議会長
12	地域代表	広瀬 浩二	甲州市区長会長
13	地域代表	吾妻 治光	甲州市区長会長 (19年度)
14	地域代表	新田 照見	甲州市区長会副会長
15	地域代表	初海 一	甲州市区長会副会長
16	地域代表	石田 亨	甲州市区長会副会長 (19年度)
17	団体代表	松橋 勝美	甲州市商工会会長
18	団体代表	窪川 浩	甲州市農業委員会会長
19	団体代表	藤森 吉男	甲州市社会福祉協議会会長
20	団体代表	中村 義房	甲州市社会福祉協議会会長 (19年度)
21	団体代表	相澤 英徳	甲州市民生児童委員連絡協議会会長
22	団体代表	渡邊 和夫	甲州市民生児童委員連絡協議会会長 (19年度)
23	団体代表	荻原 強	甲州市都市計画審議会委員
24	団体代表	古屋 一美	甲州市総合計画審議会委員
25	団体代表	和田 一次	甲州市小中学校長会会長 (大藤小)
26	団体代表	田中 勲	甲州市小中学校長会会長 (大和小) (19年度)
27	団体代表	菊島 雅子	甲州市女性団体連絡協議会会長
28	団体代表	相澤 裕美	子育て支援団体あっぷる代表
29	団体代表	日原 佐徳	まちづくり研究会代表
30	団体代表	高安 一	まちづくり研究会代表
31	団体代表	松島 美佳子	まちづくり研究会代表
32	団体代表	高野 泰明	まちづくり研究会代表
33	団体代表	岡村 美好	まちづくり研究会代表
34	団体代表	渡邊 忠義	まちづくり研究会代表
35	県関係者	向山 仁	山梨県峡東地域県民センター所長
36	県関係者	伊藤 守	山梨県峡東建設事務所所長
37	県関係者	山本 力	山梨県峡東建設事務所所長 (19年度)

甲州市まちづくり研究会委員名簿

番号	氏 名	住 所
1	秋 山 紀 勝	勝 沼 町 下 岩 崎
2	雨 宮 麻 実	塩 山 上 於 曾
3	雨 宮 護	塩 山 竹 森
4	大 里 富 夫	塩 山 上 萩 原
5	岡 村 美 好	塩 山 下 於 曾
6	小 沢 一 郎	塩 山 上 於 曾
7	金 井 常 男	勝 沼 町 小 佐 手
8	川 口 信 子	勝 沼 町 小 佐 手
9	窪 田 千 津 子	塩 山 上 於 曾
10	栗 田 定	塩 山 上 於 曾
11	佐 藤 浩 美	勝 沼 町 勝 沼
12	高 野 泰 明	大 和 町 初 鹿 野
13	高 安 一	勝 沼 町 等 々 力
14	土 屋 聖	塩 山 上 井 尻
15	橋 爪 強 策	塩 山 下 於 曾
16	日 原 佐 徳	塩 山 藤 木
17	広 瀬 裕 也	塩 山 下 塩 後
18	保 坂 由 美 子	塩 山 牛 奥
19	松 島 美 佳 子	塩 山 上 萩 原
20	若 林 匡 久	大 和 町 初 鹿 野
21	渡 邊 忠 義	塩 山 赤 尾

甲州市都市計画マスタープラン 庁内幹事会、庁内検討会担当部署

部	課	庁内幹事会	庁内検討会
		副市長	
		総務企画部長	
総務企画部	総務課	総務課長	行政・危機管理担当
	政策秘書課	政策秘書課長	政策・調整担当
	財政課	財政課長	財政担当
勝沼地域総合局		勝沼地域総合局長	
大和地域総合局		大和地域総合局長	
		市民生活部長	
市民生活部	市民生活課	市民生活課長	市民生活担当
			市民参画・協働担当
	環境課	環境課長	環境保全担当
			ごみ資源化・処理担当
		福祉保健部長	
福祉保健部	福祉介護課	福祉介護課長	福祉総務担当
			障害福祉担当
			介護保険担当
	子育て対策課	子育て対策課長	高齢者福祉担当
			少子化対策担当
			保育所担当
		観光産業部長	
観光産業部	観光課	観光課長	企画担当
			資源整備担当
	農林商工課	農林商工課長	果樹農林担当
			農地担当
			ワイン・商工担当
	農林土木課	農林土木課長	基盤整備担当
教育委員会	生涯学習課	生涯学習課長	文化財担当
		建設部長	
建設部	建設課	建設課長	道路担当
			河川・水路担当
			住宅・建築担当
	都市整備課	都市整備課長	下水道計画整備担当
公園・道路担当			
公営企業	水道課	水道課長	整備担当
			簡易水道担当